

コスモズ通信

Vol. 49
平成29年3月

例年より開花が遅れましたが、桜の便りが各地から聞かれるようになりました。

お花見に行かれるご予約はおありでしょうか？

この季節は華やいた花の姿に気持ちも明るくなってくるものですが、
季節の変わり目でもありますので、どうかご自愛ください。



今月もコスモズ通信よろしくお願ひします。

★目次★

1. 【調剤システム】 オテズラ錠スタートパックの入力
2. 【医科システム】 平成29年4月からの変更点について

 COSMO SYSTEMS
コスモシステムズ株式会社

サポートサービス部



1. オテズラ錠の処方入力

オテズラ錠には2週間分の薬剤が入ったスターターパックがあり、以下のような用法・用量で処方されます。
スターターパックについての処方入力例をご案内いたします。

<NEXTでの入力方法>

【用法・用量】

1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目以降	
朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕
10mg		10mg		10mg	20mg	20mg	20mg	20mg	30mg	30mg	30mg

【処方入力例】

処方日数	内服	オテズラ錠 10mg	1日目	漸	324.20	1 T	
=11		分1 朝食後				1日	11
処方日数	内服	オテズラ錠 10mg	2日目	漸	324.20	2 T	
=21		分2 朝・夕食後				1日	12
処方日数	内服	オテズラ錠 10mg			324.20	1 T	
,8401	TY	指示：不均等 (10)					
処方日数	内服	オテズラ錠 20mg	3日目		648.40	1 T	
,8401	TY	指示：不均等 (01)					
=21		分2 朝・夕食後		漸		1日	13
処方日数	内服	オテズラ錠 20mg	4日目	漸	648.40	2 T	
=21		分2 朝・夕食後				1日	14
処方日数	内服	オテズラ錠 20mg			648.40	1 T	
,8401	TY	指示：不均等 (10)					
処方日数	内服	オテズラ錠 30mg	5日目		972.60	1 T	
,8401	TY	指示：不均等 (01)					
=21		分2 朝・夕食後		漸		1日	15
処方日数	内服	オテズラ錠 30mg	6日目以降	漸	972.60	2 T	
=21		分2 朝・夕食後				9日	16

<1日目/2日目/4日目/6日目>

1. 薬剤を入力します。
2. 服用法を入力し、服用日数欄で[F5]漸減をクリックします。(加算欄にピンクの文字で「漸」と入ります)
3. 服用日数を入力し、[Enter]を押します。
4. 一番右のT欄に移動しますので、〔1 1〕(※)と入力します。(1グループ目の1剤目という意味です)
※) 2日目は〔1 2〕/4日目は〔1 4〕/6日目は〔1 6〕 となります

<3日目/5日目>

1. [朝]に服用する薬剤を入力します。
2. 定型コメントで「指示：不均等 (@)」(または「実数不均等 (@)」)を入力し、(@)部分に〔1 0〕と入力します。(〔朝〕服用する=1 / [夕]服用しない=0という意味です)
3. [夕]に服用する薬剤を入力します。
4. 定型コメントで「指示：不均等 (@)」(または「実数不均等 (@)」)を入力し、(@)部分に〔0 1〕と入力します。(〔朝〕服用しない=0 / [夕]服用する=1という意味です)
5. 服用法を入力し、服用日数欄で[F5]漸減をクリックします。(加算欄にピンクの文字で「漸」と入ります)
6. 服用日数を入力し、[Enter]を押します。
7. 一番右のT欄に移動しますので、〔1 3〕(※)と入力します。(1グループ目の3剤目という意味です)
※) 5日目は〔1 5〕 となります

＜V6 での入力方法＞

①下記のように処方内容を入力します。それぞれの剤に「F11 用法コメント」を入力します。

[1]		●内服●(固) 医師 太郎		
新		オテズラ錠10mg	1錠	
		1日1回 朝食後	1日分	
		【用】 1日目		
[2]		●内服●(固) 医師 太郎		
新		オテズラ錠10mg	2錠	
		1日2回 朝、夕食後	1日分	
		【用】 2日目		
[3]		●内服●(固) 医師 太郎		
新		オテズラ錠10mg	朝1錠	
新		オテズラ錠20mg	夕1錠	
		1日2回 朝、夕食後	1日分	
		【用】 3日目		
[4]		●内服●(固) 医師 太郎		
新		オテズラ錠20mg	2錠	
		1日2回 朝、夕食後	1日分	
[5]		●内服●(固) 医師 太郎		
新		オテズラ錠20mg	朝1錠	
新		オテズラ錠30mg	夕1錠	
		1日2回 朝、夕食後	1日分	
		【用】 5日目		
[6]		●内服●(固) 医師 太郎		
新		オテズラ錠30mg	2錠	
		1日2回 朝、夕食後	9日分	
		【用】 6日目以降		

←不均等入力を使用します。

朝1錠=『/1』
夕1錠=『///1』

←不均等入力を使用します。

朝1錠=『/1』
夕1錠=『///1』

②下記のように漸減設定します。

一括変換		漸減設定	特性情報なし	コマンド	設定	コスモク 処 03-16
番号	薬相	数量	単位	標準	在庫数量	
漸減設定画面						
No	用法	薬剤料	公費1 薬剤料	公費2 薬剤料	公費3 薬剤料	漸減
1	(内) 1日1回 朝食後	32				2
2	(内) 1日2回 朝、夕食後	65				3
3	(内) 1日2回 朝、夕食後	97				4
4	(内) 1日2回 朝、夕食後	130				5
5	(内) 1日2回 朝、夕食後	162				6
6	(内) 1日2回 朝、夕食後	195				

③集計画面に進むと、「漸減/分割/手修正されている調剤料があります」とピンクで表示され、一連の計算となります。

集計画面		漸減/分割/手修正されている調剤料があります	
調剤日	2017-03-29	医師	1 医師
処方日	03-29		
患者名	フォウイ知ウ 調剤 太郎		
薬剤師	1 薬剤師 太郎		
用 法	Dr	薬品	調剤
(内) 1日1回 朝食後	1	1-1	63
(内) 1日2回 朝、夕食後	1	1-1	/
(内) 1日2回 朝、夕食後	1	2-2	/
(内) 1日2回 朝、夕食後	1	1-1	/
(内) 1日2回 朝、夕食後	1	2-2	/
(内) 1日2回 朝、夕食後	1	1-1	/



2. 【医科システム】平成29年4月からの変更点について

平成29年4月から変更になる内容について案内します。主な内容は下記の通りです。

◆疑義解釈に伴う「一般名処方加算1」の算定要件の変更

- ・「一般名処方加算1」の算定要件について、平成28年6月14日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その4）」において、以下の疑義回答が公表されています。

（問22）一般名処方加算1について、「後発医薬品のある全ての医薬品（2品目以上の場合に限る。）が一般名処方されている場合」とあるが、先発医薬品のない後発医薬品も一般名で処方される必要があるのか。

（答）そのとおり（ただし、先発医薬品と薬価が同額又は高いものは除く。）。
 なお、平成29年3月31日までの間は、後発医薬品のある先発医薬品及び先発医薬品に準じたものについてのみ一般名処方されていれば、先発医薬品のない後発医薬品が一般名処方がなされていなくても加算1を算定して差し支えない。また、一般名処方加算2の対象については従前の通り、先発医薬品のない後発医薬品は含まれない。

⇒平成29年4月1日以降、一般名処方加算1を算定する場合には、先発医薬品のない後発医薬品も一般名で処方する必要があります。

◆「コンタクトレンズ検査料」の区分見直し

- ・平成28年4月改定において、「コンタクトレンズ検査料」の区分が以下のように、**2区分から4区分**に変更されました。

平成28年3月まで		平成28年4月から	
コンタクトレンズ検査料1	200点	コンタクトレンズ検査料1	200点
		コンタクトレンズ検査料2	180点
コンタクトレンズ検査料2	56点	コンタクトレンズ検査料3	56点
		コンタクトレンズ検査料4	50点

- ・ただし、平成28年3月末時点で「コンタクトレンズ検査料1」または「コンタクトレンズ検査料2」を届け出ている場合には、平成29年3月末までは、「コンタクトレンズ検査料1」または「コンタクトレンズ検査料3」で算定できるよう、経過措置が設けられていました。

◆「がん性疼痛緩和指導管理料2」の廃止

- ・「がん性疼痛緩和指導管理料2」について、平成29年3月末をもって**廃止**することとされています。

◆「在宅時医学総合管理料3」「施設入居時等医学総合管理料3」の減算規定

- ・「在宅時医学総合管理料3」および「施設入居時等医学総合管理料3」について、施設基準として新たに、『在宅医療を提供した患者数を、在宅医療及び外来医療を提供した患者の合計数で除した値が0.95以上であること』が追加されました。
- ・平成29年4月以降、該当の施設基準を満たさない場合、「在宅時医学総合管理料3」または「施設入居時等医学総合管理料3」について、**所定点数の100分の80に相当する点数を算定**することとされています。

◆「回復期リハビリテーション病棟入院料」の包括範囲変更

- ・回復期リハビリテーション病棟におけるリハビリテーションの実績が一定の水準に達しない医療機関の場合、「回復期リハビリテーション病棟入院料」を算定する患者に対して、**1日に6単位を超えて提供される疾患別リハビリテーションが「回復期リハビリテーション病棟入院料」に包括されることとなります。**
- ・リハビリテーションの実績を、平成29年1月以降、地方厚生（支）局長に報告し、その後、3ヶ月ごとに（1月、4月、7月、10月）6カ月間の実績を報告し、**2回以上連続して水準を下回った場合に、包括**されることとなります。

◆特定器材コード「その他の特定器材：777770000」（未コード化特定器材）の廃止

- ・**未コード化特定器材について、平成29年3月31日をもって廃止**され、平成29年4月診療分以降は使用できないこととされています。平成29年3月31日までに電算コードの見直しが必要になります。

◆正常分娩の場合の「出産育児一時金」の請求先の変更

- ・被用者保険加入者（社保）について、平成29年3月請求分までは、正常分娩の場合は「国保連合会」へ請求することとされていますが、平成29年4月請求分からは、正常分娩の場合であっても**「支払基金」への請求**することとなりました。

分娩／加入保険		3月請求まで	4月請求から
正常分娩	社保	国保連合会 →	支払基金
	国保	国保連合会	国保連合会
異常分娩	社保	支払基金	支払基金
	国保	国保連合会	国保連合会

《参考 URL》

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/shussan/index.html